第77回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会

参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】※いずれかに○

※手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること

**１　参加申込者**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 競技名 |  | 種別 |  | 部・種目別 |  |
| 参加申込者名 |  |

**２　交代（変更）・棄権の理由**

|  |
| --- |
|  |

**３　交代（変更）者　※棄権の場合は記入不要**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 | （西暦）　　年　　月　　日生（　歳） |
| 氏　　名 |  |
| 所属区分※１ |  | 所属の所在地※２ |  |
| プログラム掲載用所属 |  |
| 第75回大会参加都道府県名 |  | 第76回大会参加都道府県名 |  | 例外適用※３ |  |
| 中央競技団体登録の有無 | 有　・　無 | 有の場合登録番号等 |  |
| その他の必要事項（身長、体重、記録等） |  |

※１　第77回大会(都道府県予選会、ブロック大会)所属都道府県について、次のいずれを選択して参加したかを記入。

成年種別 　ア．居住地を示す現住所　　イ．勤務地　　ウ．ふるさと

少年種別 　ア．居住地を示す現住所　　イ．学校教育法第１条に規定する学校の所在地

ウ．勤務地

※２　所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※３　今回(第77回大会)と第76回大会(不出場の場合は第75回大会)の参加都道府県が異なる場合のみ記入。　　　１　新卒業者　　　　　２　結婚又は離婚　　　　　　　３　ふるさと（成年）

　　　　　　 　４　一家転住（少年）　５　東日本大震災に係る特例

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

当該中央競技団体会長（代表者）　殿

第77回国民体育大会冬季大会当該開催県実行委員会会長　殿

　　　　　　　（公財）福岡県スポーツ協会

　会　長（代表者）　　　　　服部　誠太郎

　　　　　　　　　　　　　　　協会・連盟

　会　長（代表者）

**第77回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会**

**参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項**

１　交代（変更）手続き

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続きを行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

(1)　実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要事項を記入し、各競技が定める提出期限までに、当該中央競技団体及び開催県実行委員会宛に提出すること。

(2)　当該中央競技団体提出用には、当該中央競技団体に確認の上、診断書等必要書類を添付すること。

(3)　その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

２　棄権手続

参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きをとること。

(1)　当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者は、棄権届に必要事項を記入し、当該競技会責任者（※２）宛に指定の連絡方法にて提出すること（開催県実行委員会には提出不要）。なお、提出した棄権届は必ず保管し、「３大会終了後の手続」に従い、後日、公益財団法人日本スポーツ協会へ提出すること。

(2)　棄権届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者（※１）の署名及び捺印による提出を認める。（当該選手･チームにおける監督の署名及び捺印は不要）

(3)　中央競技団体への診断書等の添付は不要。

(4)　その他、競技により別に定める事項がある場合にはそれに従うこと。

３　大会終了後の手続

大会終了後、都道府県体育・スポーツ協会並びに中央競技団体は次の手続きを行うこと。

(1)　都道府県体育・スポーツ協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本スポーツ協会の案内に従い、交代（変更）手続き後の参加申込み情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込み情報の修正は不要。

(2)　大会終了後２週間以内に、下記を公益財団法人日本スポーツ協会に提出すること。

ア　中央競技団体は、交代（変更）届及び棄権届

イ　都道府県体育・スポーツ協会は、棄権届及び棄権届提出一覧

※１　都道府県選手団連絡責任者は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各都道府県体育・スポーツ協会に対し照会を行い、取りまとめの上、中央競技団体に通知する。

※２　競技会責任者及び指定連絡方法は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各中央競技団体に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会に通知する。